



日中は事業所が電気自動車を使用 (写真は海老名商工会議所)

(※) パークアンドライドとは？

自宅から駅まで自動車移動して駅周辺に駐車し(パーク)、そこから鉄道に乗り継いで(ライド)目的地まで移動すること。

市では建設省・神奈川県と共同で、全国初の試みである、事業所と市民が低公害車を共同利用する「海老名エコ・パークアンドライド」の第2弾実験を、1月15日から実施しています。去年実施した、市民がパークアンドライド(※)を行いながら市役所と低公害車を共同利用する実験から、新たな展開を図ったものです。

新たに行われている第2弾実験は、市役所市内6事業所(海老名市社会福祉協議会・海老名商工会議所・海老名市農業協同組合・(株)海老名第一ビルディング・(株)ティク・ワン・富士ゼロックス(株)・市民モニター(12人)が、電気自動車15台(2月中は3台多い18台に増車)を共同利用し、朝・夕の通勤時間帯は市民モニターが通勤に、日中は市役所と各事業所が業務に使用するもので、3月19日まで実施します。

エコ・パーク & ライド実験

6事業所加え新展開

前回と今回の実験の大きな違いは、次の3点です。

①民間事業所が参加 市役所以外に民間事業所がモニターとして実験に参加し、電気自動車を業務に使用することム利用の検証を行います。

②駅周辺に複数駐車場を設置 前回海老名中央公園地下駐車場の1カ所だった電気自動車の受け渡しを行う駐車場を、今回実

験では市役所・商工会議所・海老名第一ビルディング・ティク・ワンを加えた5カ所に増やしました。複数の駐車場で、スムーズに受け渡しを行えるかを検証します。

③実験協力金を徴収 実験に参加した市民モニターから1人当たり月1万円、事業所モニターから電気自動車1台当たり月1万5000円を実験協力金として徴収することで、システム有料化の検証を行います。

所得税 市・県民税



混雑する前に早めに申告を

確定申告が始まります

2月16日(金) 3月15日(木)

自書作成でお早めに提出を

今年も所得税、市・県民税(住民税)の申告・受け付けの時期になりました。申告期間は2月16日(金)～3月15日(木)です。3月に入りまると窓口が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょ。

所得税の申告

確定申告書は、納税者が自分のその年の所得金額と税額を計算し、納税する申告納税制度を採っています。帳簿や証拠書類により正しく計算し、ご自分で作成して早めに税務署へ提出してください(郵送可)。また土日曜日や時間外に提出する人は、税務署の時間外文書受付箱を利用してください。

申告の方法や書き方などがわからない人は、大和税務署(大和中央5-14-22、☎262-9240)または、税相談厚木分室(☎224-2244)へお問い合わせください。

確定申告が必要な人は？

●事業所得、不動産所得、一時所得(生命保険などの満期や解約による所得)などがある人

◎サラリーマンなどの給与所得の人

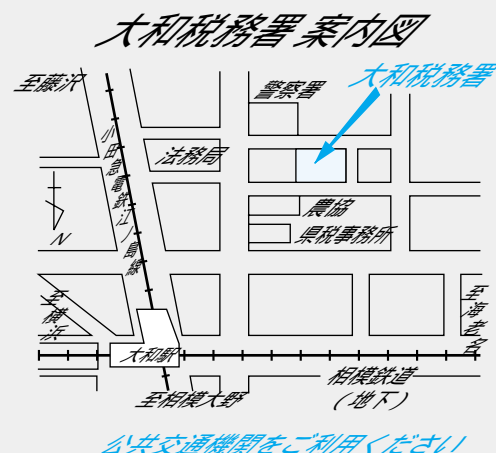
①給与の年間収入が2000万円を超える人

申告用紙などの配布は？

所得税の確定申告書は、前年

確定申告は大和税務署へ

営業・農業・事業・不動産および譲渡所得などの分納課税 青色申告 平成11年分以前の申告の相談や受け付けは、市役所の会場では行いませんので税理士、または大和税務署へご相談ください。



大和税務署案内図 大和税務署 個人課税第一部門 大和中央5-14-22 ☎262-9240

贈与税などの申告は？

譲渡所得、贈与税を申告される人は、大和税務署へ相談ください。

税理士会の無料申告相談

税理士会大和支部では、小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の人)および給与所得者で還付申告をする人のために、申告の相談を受け付けを次の日程で行います。

▽受付日 2月16日(金) 28日(※※土・日曜日除く) ①受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時30分 ②受付場所 市役所401会議室 ※会場が満員となった場合は、受け付けを途中で打ち切ることがあります。

筆記用具や計算機を持参ください

市役所でできる申告は？

- ◎市・県民税の申告 ◎平成12年分の確定申告で次のもの ①給与所得のみの申告 ②給与と所得者の医療費控除および住宅借入金等特別控除の還付申告 ③年金所得のみの申告 ④中途退職・退職等で年末調整が20万円を超える人 ⑤中途就職・退職等で年末調整が20万円を超える人 ⑥中途退職・退職等で年末調整が20万円を超える人 ⑦中途退職・退職等で年末調整が20万円を超える人

市・県民税(住民税)の申告

市・県民税の申告は、1月1日現在、海老名市に住居がある人(住民登録のない生活の本拠としていない人を含む)で、去年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる人には、既に市・県民税の申告書を郵送していますので、収入の有無にかかわらず申告してください。申告の内容は、介護保険、国民健康保険、保育料、児童手当などの算定資料になります。3月15日までに申告書の提出がないと、課税証明などの発行ができなくなりますのでご注意ください。市・県民税の申告書が届いていない人で申告が必要人には、市役所市民課で申告用紙を配布しています。

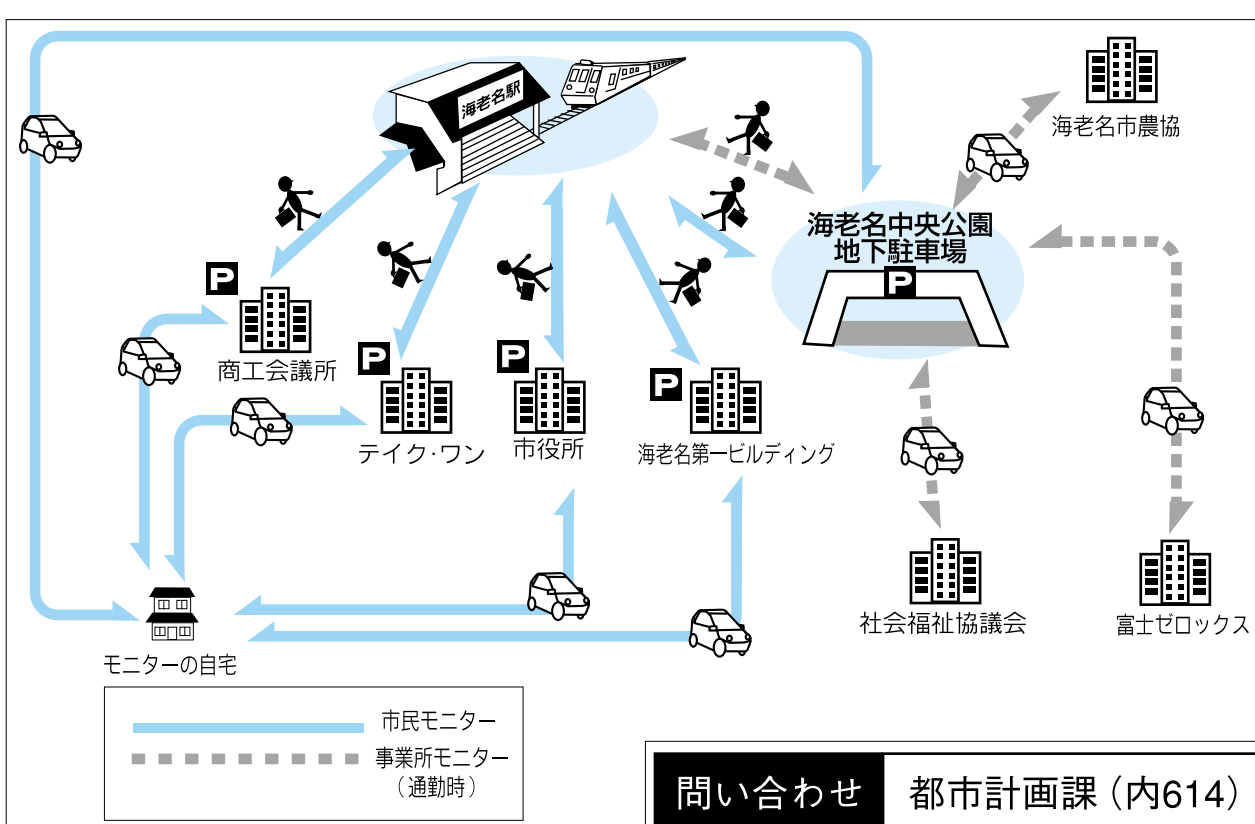
申告が必要な人は？

- ①平成12年中の所得が少なく、確定申告をする必要のない人 ②給与所得者で勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出のない人 ③各種所得金額の合計が、所得税の各種控除額の合計より少なく所得税は算出されないが、その控除額を市・県民税の各種控除額に置き換えると、所得金額が控除額を上回る人 ④収入が全くなく、同一世帯の家族の扶養対象になっていない人 ⑤平成12年中に退職し、その後再就職しなかった人で確定申告をしていない人 ⑥公的年金のみの受給者で、控除の内容に変更のある人

申告が必要ない人は？

- ①税務署に確定申告書を提出する人 ②収入が全くなく、同一世帯の家族の扶養対象になっている人 ③サラリーマンで給与以外の収入がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がある人、および公的年金などにかかる所得のみの人は、原則として必要ありません

モニターと車両の動き



問い合わせ 都市計画課(内614)

市役所会場の問い合わせ 市民課(内342)

医療費控除

還付申告を利用される人は、印鑑・源泉徴収票・申告名義人の銀行口座の控え、筆記用具・計算機および次の必要書類などを持参ください。

住宅借入金等特別控除

本人または生計を一にする親族の病気の治療や、出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得額が20万円未満の場合は所得の5%を超えたときは、その超えた額を医療費控除額とし、扶養控除等諸控除に加工し、年末調整された所得税額との差額が出た場合は還付されます(限度額200万円)。

中途退職の人

損害保険料や生命保険料を支払っている人は、その控除証明書。

その他の場合

- ①災害・盗難などにより資産に損失が生じた場合 ②国・地方公共団体等に対し、特定寄付金を支出した場合 ③株式の配当や年金などから源泉徴収された所得税額が、正規の税額よりも多い場合などで還付申告をされる人は、直接 税務署へお問い合わせください。